**「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務　全項目評価書」の修正について（報告）**

**１．報告の趣旨**

　○「２．評価書の変更理由」で記す理由により、特定個人情報を保有する住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の記載内容を変更するため、個人情報保護審議会 特定個人情報保護評価点検部会に変更内容を報告する。

　○なお、本件評価書の変更内容については、資料２～５のとおり「重要な　　変更」には当たらないため、特定個人情報保護評価の手続きを要さず、　　点検部会への報告をもって変更を行うものとする。

**２．評価書の変更理由**

　○日本年金機構の情報漏えい問題を受け、総務省が提示した「セキュリティの強靭化」対策を実施するため、本府では、個人番号関連システムの利用環境について、インターネットから分離し、ＵＳＢメモリ等の使用を原則禁止する運用が、本年１２月から開始する予定である。

　　これに伴い、個人番号利用事務について、現在ＵＳＢメモリを介して実施している「一括提供」の手法を見直す必要がある。

　○情報連携の開始に伴い、住基ネットと宛名システムの連携が必要となる。

⇒上記２点について、住基ネットと共有フォルダを専用線で接続する運用により対応することを予定しているが（詳細は、資料１参照）、本件運用変更を評価書に反映させる必要がある。